

## 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 第1部第2章1（2）の本制度の義務者について、届出により所有者に代わり、又は所有者と共同して義務を負うことが出来る者を第4計画期間の改正内容に合わせて改正
- 再生可能エネルギー及び非化石燃料の使用量について把握・報告を義務付けるため、第2部について、当該燃料等に関する排出活動等の把握、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量の把握方法の考え方を含めた内容に改正
- 第2部第5章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定について、温室効果ガス排出量の算定の考え方及び算定に使用する単位発熱量や排出係数を第4計画期間の改正内容に合わせて改正
- 第2部第6章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法について、再生可能エネルギーの利用方法の考え方を第4計画期間の改正内容に合わせて改正。自家消費した電気量に応じて算定できる特定温室効果ガスの削減量の仕組みの削除、事業所外から供給される再生可能エネルギーにより発電した電気及び製造した熱の取扱い、持続可能性を確認できないバイオマス燃料により発電した電気及び製造した熱の取扱い及び再生可能エネルギー由来の証書の取扱い等の追記。
- 第2部第6章1（3）及び（4）の低炭素電力・高炭素電力の選択に関する取り扱い、低炭素熱の選択に関する取り扱い、1（7）高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する取り扱いの記載の削除
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正